

またもや掲示物の不当撤去！

JR東海労ホームページにも介入！

会社は1月15日、新幹線関西地方本部の各分会が組合掲示板に掲示した『情報』を一方向的に「協約違反」として不当撤去しました。

本部は1月16日の幹事間折衝で会社に説明を求めると共に、抗議を行いました。会社は「苦情処理会議の内容に関する記述があったので撤去通告を行い、従わなかったため撤去した」と回答しました。さらに翌17日には本部に対し、「ホームページに苦情処理会議の内容に関する情報が掲載されているので削除すること」と通告を行ってきました。

会社は、基本協約第291条「会議の非公開」と第292条「秘密の厳守」を盾に取り、苦情処理会議で議論されたボアスカットの理由が記載された『情報』を、一方向的に「協約違反」と決めつけています。しかし、第291条、292条の解釈を巡っては、この間労使で認識の一致がされていないものであり、このように「協約違反」とすることは、会社が一方向的に解釈を労働組合に押しつけていることに他なりません。それにもかかわらず、くり返し組合掲示物の不当撤去を行っていることは、会社による労働組合への介入であり、不当労働行為です。

本部は組合掲示物の不当撤去に対して、厳重に抗議すると同時に、あらためて労働協約の解釈を巡り、団体交渉を開催することを『申第26号』で申し入れました。

会社は基本協約の一方向的解釈をやめろ！
認識の一致に向けた団体交渉を開催せよ！